■門真市危険家屋等除却補助申請手続きの流れ■

補助申請する場合の申請書類の提出から補助金の受取りまでの流れについて、以下を参照下さい。

申請者		門真市
事前相談　補助対象かどうか？ 「危険家屋等除却補助の概要」を参照下さい。	⇔	**事前相談受付け**
⇩		⇩
現場調査立会い 要綱別表第１の判定基準チェックのため、現場立会い	⇔	**現 場 調 査** 判定基準チェック
⇩		
交付申請　現地調査の結果、補助対象となる場合は 危険家屋等除却補助金交付申請書提出（1部） ・その他、「申請に伴う必要書類について」を参照下さい。	⇒	**受理・審査**
		⇩
補助交付決定通知 この通知があるまでは除却工事契約や工事着手は事前に行わないで下さい。 （補助が受けられなくなりますのでご注意ください。）	⇐	**補助交付決定**
⇩		
除却工事着手　除却工事着手届提出 交付決定通知書が届きましたら、受け取った日から速やかに除却工事に着手して下さい。	⇒	**受　　理**
⇩		
除却工事終了　除却工事完了報告書提出 添付図書 ・工事写真 ・除却工事費に係る領収書 ・除却工事費の請求書又は請求内容内訳明細書 ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ・その他市長が必要と認める書類	⇒	**受理・審査**
		⇩
補助額決定通知 補助金の確定額をお知らせします。 ご指定の金融機関の口座に補助金を振り込ませていただきます。	⇐	**補助額決定**
		⇩
補助金の振り込み（手続き完了）		